

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第320号

平成17年長野県告示第91号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

表中保育士試験の項を削り、同表の介護支援専門員実務研修受講

試験の項中 「長野県社会部
長寿福祉課」 を
 「長野県健康福祉部
健康長寿課介護支援室」 に改め、同表の歯科技工士試験の項中
 「歯科技工士試験」 を 「歯科技工士国家試験」 に、
 「長野県衛生部
医療政策課」 を 「長野県健康福祉部
医療推進課」 に改め、同
 表の長野県職員（医療関係職員）採用選考考查の項中
 「長野県衛生部
病院事業局」 を 「長野県健康福祉部
健康福祉政策課」 に改め、同
 表の長野県公衆衛生専門学校入学試験の項中
 「科目別得点及び総合得点」 を
 「科目別得点、総合得点及び順位」 に改め、同表のクリーニング試験の項中
 「」 を 「長野県衛生部
食品・生活衛生課」 に改める。

グ師試験の項中

「」 を 「長野県衛生部
食品・生活衛生課」 に改める。
 「科目別得点及び総合得点」 を 「長野県健康福祉部
食品・生活衛生課」 に改める。

改め、同表の毒物劇物取扱者試験の項中

「長野県衛生部
薬事管理課」 を 「長野県健康福祉部
薬事管理課」 に改める。

情報公開・私学課



長野県訓令第4号

現地機関

平成22年4月1日以降、会計センターの所長、出納係長又は分室長の職に命ぜられた者は、当該職に命ぜられている期間中、兼ねて出納員に命じられたこととします。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

人事課

長野県訓令第5号

本庁内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

本則の1中「食肉衛生検査所次長 県立病院事務部次長」を「食肉衛生検査所次長」に、「砂防事務所総務係長」を「須坂建設事務所総務係長 砂防事務所総務係長」に改め、本則の2中「野菜花き試験場北信支場 須坂建設事務所」を「野菜花き試験場北信支場」に改め、本則の3中「青年の家 少年自然の家 県立歴史館」を「県立歴史館」に改める。

人事課

長野県訓令第6号

本庁内部部局
現地機関

職に関する任免（昭和42年長野県訓令第6号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

本則中「防火管理者」を「防火管理者 防災管理者 自衛消防組織統括管理者」に、「児童福祉司」を「児童福祉司 児童心理司」に、「エネルギー管理員」を「エネルギー管理企画推進者 エネルギー管理員」に改める。

人事課